

電停ネーミングライツパートナー募集に係る企画提案競技 質疑応答一覧

令和 7 年 5 月 22 日

番号	受付日	質 問	回答日	回 答
1	5/10	【企業 PR 枠】 電停の空きスペース（企業 PR 枠）をテナントの告知媒体として活用したいと考えております。つきましては、テナントから料金を徴収し運用してもよろしいでしょうか。	5/22	以下の条件付きでテナントのイベント等の告知を認めることとします。料金の徴収は、各テナントから徴収する金額（月額）の合計がネーミングライツ料（月額）を下回る金額なら可能とします。 ＜条件＞ ①告知内容はテナントに実際入っている企業（実店舗）のイベント告知等とし、具体的には次のとおりとする。 ・テナントに入っているが、他施設の店舗のみの告知は不可。 ・テナントに入っていて、他施設の店舗との共同イベントの告知は可。 ・テナント企業全体のイメージアップにつながる PR は可。 ②著しくカラフルなデザインや反射する素材を使うなど乗務員の視認性を妨げるものでないこと、また歩行者の通行を妨げないことなど運行に支障がない方法で掲出を行うこと。 ③掲出物の維持管理を徹底すること。 ④設置する対象や場所については、事前に交通局と協議し、その承認を得ること。 ⑤掲出前に掲出内容について交通局が審査を行い、その承認を得ること。 ⑥その他問題となる事例が発生した場合は協議することとし、協議が整わない場合は交通局の判断によるものとする。